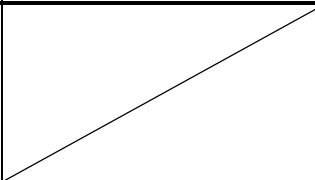


制限行為能力者

種類	どんな状態の人か (裁判所の審判を受けた人)	誰が審判請求できるのか	保護する人	単独でできること(同意不要) (取り消せない行為)	制限行為能力者と取引をした 相手方の保護
			保護する人の権能		
未成年者	満18歳未満の者 ※裁判所の審判は無関係		保護者、未成年後見人 (どちらも法定代理人)	・小遣いの処分(一括払い) ・単に利益を得、義務を免れる(負担付贈与不可) ・営業許可者の営業範囲内	*相手方に取消権なし *相手方には追認の催告権しかない 【保護する人に催告】 期限内に 確答がない 場合は 追認 とみなされる 【契約時制限行為能力者、現在は行為能力者になった本人に催告】 期限内に 確答がない 場合は 追認 とみなされる 【被保佐人又は被補助人に催告】 期限内に 確答がない 場合は 取り消したもの とみなされる
			代理権、同意権 追認権、取消権		
成年被後見人	常に判断能力が欠けている人。日常の買い物を含め常に援助が必要な状況。重度の認知症など	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など	成年後見人(法定代理人)	日用品の購入その他の日常生活に関すること	
			代理権、 追認権、取消権		
被保佐人	判断能力が著しく不十分な人。日常の買い物等は問題ないが、不動産や車などの大きな財産の購入や、契約締結などが困難な状況。中度の認知症など	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官など	保佐人 (代理権※)、同意権 追認権、取消権 ※代理権は本人が望んだ場合のみ	重要な財産上の処分以外 は単独でできる ・短期賃貸借 ・利息を受け取る など	
被補助人	判断能力が不十分な人。日常的に一人で何でもできるが、援助があったほうが良いと思われる状況。軽度の認知症など	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など ※本人以外の者が審判請求するときには本人の同意が必要	補助人 (代理権※)、(同意権※) ※これらの権限は、特定の法律行為についてのみ	ほとんど単独でできるが、 審判時に決まった特定の法律行為をするときに補助が必要。	

＊制限行為能力者が、同意が必要な行為を同意なしにしても、契約は有効。無効ではない。取消しができる行為である。

＊取消しできる行為の取消しは、本人もできる。

＊制限行為能力者の取消しは、善意の第三者にも対抗できる

＊制限行為能力者が詐術を用いて同意が必要な契約を同意なしにした場合は、取消しできない。

＊成年後見人、保佐人、補助人が制限行為能力者の居住用建物・敷地について処分等(売却・賃貸・賃貸借解除・抵当権設定他)をする場合は、家庭裁判所の許可が必要。許可を得ないで行った契約は無効。